

鳥取県告示第691号

平成23年鳥取県告示第567号（河川区域内の船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の船舶について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月25日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 保管した船舶の数量 13隻
- 2 保管した船舶の放置されていた場所

二級河川蒲生川水系蒲生川

船舶番号	船名	放置されていた場所
272-17492	不明	岩美郡岩美町大字岩本634-2
272-12522	不明	岩美郡岩美町大字岩本634-2
272-18984	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
272-18012	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
272-12351	不明	岩美郡岩美町大字岩本622-2
不明	不明	岩美郡岩美町大字岩本275
272-13707	不明	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-12452	原田丸	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-11158	不明	岩美郡岩美町大字岩本245-2
272-17024	不明	岩美郡岩美町大字岩本267-1
272-10995	不明	岩美郡岩美町大字岩本267-1
不明	隆昇丸	岩美郡岩美町大字岩本265-1
272-10576	不明	岩美郡岩美町大字岩本265-1

- 3 保管した船舶を除却した日時 平成23年11月8日（火）午後5時
- 4 保管を開始した日時 平成23年11月8日（火）午後5時30分
- 5 保管の場所

岩美郡岩美町大字大谷2182-470地先（網代漁港の新港の野積場）

- 6 引取方法

- (1) 引取期間及び時間

平成23年11月25日（金）から平成24年5月10日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、平成24年2月10日（金）までに船舶の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該船舶を売却してその代金を保管し、又は当該船舶を廃棄することがある。

- (2) 問合せ先

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県土整備局維持管理課

電話0857-20-3605

- (3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書（船舶の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類）

イ 印鑑

- 7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、船舶の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。